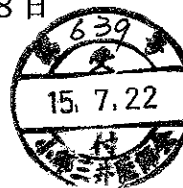




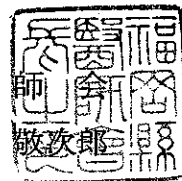
福岡医発第812号(地)

平成15年 7月18日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医
会 長 関 原



重症急性呼吸器症候群（SARS）に係る官報（写）等の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群（SARS）につきましては、貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、標記の件につきまして、厚生労働省より情報提供がなされた旨、福岡県保健福祉部より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下医療機関等へのご高配方よろしくお願い申し上げます。



「公印省略」

平成15年 7月11日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長
福岡県私設病院協会長
福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に係る官報（写）等の送付について

このことについて厚生労働省より情報提供がありましたので送付します。
つきましては、貴会員への周知をお願いします。

問い合わせ

福岡県保健福祉部健康対策課

結核感染症係 大賀

TEL092-643-3268

FAX092-643-3271

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律

(一〇三)

○労働基準法の一部を改正する法律

(一〇四)

〔政 令〕

○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

(三〇一)

○酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日を定める政令

(三〇二)

○酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行令

(三〇三)

○重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令

(三〇四)

○重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令

(三〇五)

〔告 示〕

○無線従事者国家試験の一部を免除する学校等を取り消した件

(総務四六四)

○平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件

(中央選挙管理会一三)

○除籍が滅失した件

(法務三五三)

○商業登記法第十二条の二第一項の規定による登記所の指定に関する件

(同三五四)

○日本国に帰化を許可する件

(同三五五)

○道路に関する件

(関東地方整備局二三四)

○道路に関する件

(北陸地方整備局八七)

○道路に関する件

(中国地方整備局五三)

○道路に関する件

(四国地方整備局六七、六八)

○都市計画に関する件

(九州地方整備局九三)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 金融庁 法務省 財務省 厚生労働省

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人就任・清算終了・清算人退任関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一〇三号）（農林水産省）

一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正関係

1 目的規定の改正

米穀の計画的な流通を確保するための措置を講ずることとしていた規定を改め、米穀の適正かつ円滑な流通の確保に関する措置を講ずることとした。（第一条関係）

2 基本方針

政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならないものとした。（第二条第二項関係）

3 基本指針

基本計画を、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に改めるとともに、基本指針においては、米穀の生産の目標その他生産調整に関する事項、並びに計画出荷数量及び計画流通数量に係る事項を定めなければならないものとした。（第四条関係）

4 生産調整方針

（一）米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、米穀の生産の調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができるものとした。（第五条第一項関係）

（二）生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとした。（第五条第二項関係）

（1）生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針

（2）生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針

（3）生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針

附則

この政令は、法の施行の日（平成十五年七月七日）から施行する。

財務大臣	塩川正十郎
内閣総理大臣	小泉純一郎

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百四号

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び
感染症の患者に対する医療に関する法律第
六条第六項の指定感染症として定める等
の政令

政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第六項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

重症急性呼吸器症候群の指定

第一条 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。次条第一項（同項の表を除く。）において単に「重症急性呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第六項の指定感染症として定める。

(法の準用)

第二条 重症急性性呼吸器症候群については、法第八條第一項、第十二條、第十三條、第十五條から第二十五條まで、第二十七條から第三十二條まで、第三十四條から第四十四條まで、第五十四條、第五十七條から第五十九條まで、第六十一条第二項及び第三項、第六十三條から第六十五條まで、第六十五條の三並びに第六十六條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

[illegible]

第二十二條 第二項及び 第三項	一類感染症の病原体を保有していないこと	重症急性性呼吸器症候群の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したとき	重症急性性呼吸器症候群の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか	イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン	第十三條第一項に規定する感染症	第十三條第一項に規定する感染症	第五十四條
-----------------------	---------------------	--	---	--------------------	-----------------	-----------------	-------

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

(事務の区分)

第三條 前條第一項において準用する法第十二條、第十三條、第十五條から第二十三條まで、第二十五條、第二十七條から第三十二條まで、第三十五條（同條第四項において準用する同條第一項を除く）、第三十六條（同條第四項において準用する同條第一項及び第二項を除く）及び第六十四條の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（前條第一項において準用する法第三十七條第二項及び第二十八條第二項に規定する措置、前條第一項において準用する法第二十九條第二項の消毒並びに前條第一項において準用する法第三十一條第二項に規定する措置を除く）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日

を経過した日から施行する。

(この政令の失効)

第二章 この取組は、旅行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、そ

の時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第二条第一項において準用する法第五十七条若しくは第五十八条の規定により支弁する費用、第二条第一項において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第二条第一項において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

重症急性呼吸

重症急性性呼吸器症候群を感
染症の予防及
び感染症の患
者に対する医
療に關する法
律第六條第六
項の指定感染
症としての定
め
(平成十五年
政令第三百四
号)

第二條第一項において準
用する法第十二條、第十二
條、第十五條から第二十
三條まで、第二十五條、
第二十七條から第三十二
條まで、第三十五條(同
條第四項において準用す
る同條第一項を除く)、
第三十六條(同條第四項
において準用する同條第
一項及び第二項を除く)、
及び第六十四條の規定に
より都道府県、保健所を
設置する市又は特別区が
処理することとされてい
る事務(第二條第一項に
おいて準用する法第二十
七條第二項及び第二十八
條第二項に規定する措
置、第二條第一項におい
て準用する法第二十九條
第二項の消毒並びに第二
條第一項において準用す
る法第三十一條第二項に
規定する措置を除く)

總務大臣	片山虎之助
厚生労働大臣	坂口 力
内閣総理大臣	小泉純一郎

重症急性呼吸器症候群を檢疫法第三十四條の感染症の種類として指定する等の政令をここに公布する。

御名
御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

重症急性呼吸器症候群(SARS)を感染症法の 指定感染症に定める政令等の概要

1. 重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第6条第6項の指定感染症として定める等の政令（感染 症法関係）

- 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）を感染症法第6条第6項の指定感染症として指定し、
 - ①国への事前の通報なしに都道府県等において、まん延防止について迅速な措置を講ずることができること
 - ②新たに媒介動物の輸入禁止等ができることとする。
- ※国への事前の通報なしにできる措置
 - － 健康診断、就業制限、入退院の措置
 - － 消毒、汚染物の廃棄等、ねずみ等の防除、死体の移動制限、生活用水の使用制限、建物封鎖
- ※法律の根拠に基づき新たに講じられる措置
 - － 媒介動物（ハクビシン・タヌキ・イタチアナグマ）の輸入禁止
 - － SARSに感染した動物を診断した場合の獣医師の届出

現在、SARSは「新感染症」として取り扱っており、都道府県等が消毒や入院等の措置を講ずる際には、厚生労働省に事前に通報しなければならない。今回、SARSを「指定感染症」とすることにより、通常感染症と同様、都道府県等は厚生労働省に事前に通報することなく措置を講ずることができることになり、患者が発生等した場合の迅速な対応が可能となる。

2. 重症急性呼吸器症候群を検疫法第34条の感染症の種類として指定する等の政令（検疫法関係）

- 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）について、検疫法の検疫感染症と同じ措置を講ずることができることとする。
- ※法律の根拠に基づき実施できる措置
 - － 船舶等の乗客等に対する健康診断
 - － 船舶等に対する病原体の有無の検査 等

3. 今後の予定

閣議日：7月1日（火）

施行日：公布の日から起算して10日を経過する日（7月14日予定）

SARSを指定感染症として定める政令案における感染症法の条文別適用表

感染症法における主な措置	指定感染症 (準用する条文案)	罰則 (罰金)	1 類	2 類	3 類	4 類
8 条	疑似症患者への適用	—	○	コレラ 細菌性赤痢腸 チフス パラチフス	×	×
12,14 条	無症状病原体保有者への適用 医師の届け出	—	○	×	×	×
13 条	獣医師の届け出	30万	直ちに	直ちに	直ちに	7 日以内
15 条	積極的疫学調査	—	エボラ、マールブ ルグ、ペストのみ	△	△	×
17 条	健康診断	協力義務	○	○	○	×
18 条	就業制限	無し	○	○	○	×
19 条	入院措置	30万	○	○	○	×
	入院医療機関 (※)	無し	○	○	×	×
21 条	移送	—	特定 第1種	特定 第1種 第2種	指定無し	指定無し
27 条	消毒	30万	○	○	×	×
28 条	ねずみ族、昆虫等 の駆除	30万	○	○	○	×
29 条	物件に係る措置 (移動制限、禁止、消毒、廃棄)	30万	○	○	○	×
30 条	死体の移動制限、火葬	30万	○	○	○	×
31 条	生活用水の使用制限等	30万	○	○	○	×
32 条	建物に係る措置 (立入制限、禁止)	30万	○	×	×	×
33 条	交通制限・遮断	30万	○	×	×	×
35 条	質問及び調査 (27 - 33 条)	30万	○ (一部)	○ (一部)	○ (一部)	×
54,55 条	輸入禁止、輸入検査	30万	エボラ、マールブ ルグ、ペストのみ	△	△	×

(※) 緊急その他やむを得ない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の病院等であって都道府県知事等が適当と認めるものに入院を勧告し、入院させることができる。

指定感染症と新感染症の違いについて

- 「指定感染症」は、既知の感染症（病原体が明らかなもの）であって1類～3類に分類されない感染症について、1類～3類に準じた対応が必要な感染症をいう。感染力や感染経路を考慮して、講じる措置を選択し、感染症法第6条第6項及び第7条に基づき政令で指定する。
- 「新感染症」は、人から人に伝染すると認められる疾病であって、病原体が不明な未知の感染症で、既知の感染症とは症状が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高い感染症をいう。都道府県知事は、入院等の措置を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣に通報し、指導・助言を受けなければならない。
- これらの経過を通じてある程度取るべき対応が分かってきた段階で、感染症法第53条に基づき、新感染症について取るべき措置を政令で指定する。

	指定感染症 (政令で準用する条文案)	新感染症(政令指定前) (措置の可否)	新感染症(政令指定後)
根拠条文	法第6条第6項 及び第7条	法第6条第7項	法第53条
疑似症患者への適用	○	○(所見を有する者)	○(所見を有する者)
無症状病原体保有者への適用	×	○	×
医師の届け出	直ちに(罰則あり)	直ちに(罰則無し)	直ちに(罰則無し)
獣医師の届け出	○	×	○
積極的疫学調査	○	○	○
健康診断	○	○	○
就業制限	○	×(当然に入院のため)	○
入院措置	○	○	○
入院医療機関(※)	特定、第1種	特定	特定
医療費の公費負担	保険優先 (国：地方＝3：1)	全額公費 (国：地方＝3：1)	全額公費 (国：地方＝3：1)
移送	○	○	○
消毒	○	○	○
ねずみ族、昆虫等の駆除	○	○	○
物件に係る措置 (移動制限、禁止、消毒、廃棄)	○	○	○
死体の移動制限、火葬	○	○	○
生活用水の使用制限等	○	○	○
建物に係る措置 (立入制限、禁止)	○	○	○
交通制限・遮断	×	○	×
質問及び調査(27～33条)	○	○	○
危険動物の輸入禁止	○(イタチアナグマ・タヌキ・ハクビシン)	×	○
危険動物の輸入検疫	×	×	×
入院等の措置を講ずる際の都道府県等から国への通報	×	○	×
国から都道府県等への指導・助言する前の厚生科学審議会に意見を聴く	×	○	×
入院等の措置を講ずる前の感染症診査協議会での審議	○	×	○
指定等の条件	既知の感染症であること (病原体が判明、感染経路もある程度特定)	未知の感染症であること (病原体や感染経路が不明)	新感染症として症例がある程度積み重なったこと (病原体は不明)

※ 緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関又は第1種感染症指定医療機関以外の病院等であって都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

※ 「新感染症(政令指定後)」は、仮に新感染症の政令指定をした場合を想定したもの。

検疫法第34条に基づく政令案で準用する検疫法の規定一覧

検疫法第34条では、検疫感染症（1類感染症・コレラ・黄熱）以外の感染症について、検疫感染症と同様の措置を講ずる必要がある場合、政令指定できることとされている。今回の政令では、以下の措置を講ずることができるようにすることを予定している。

検疫法の規定	準用
第4条(入港等の禁止)	○
第5条(交通等の制限)	○
第6条(検疫前の通報)	○
第8条(検疫区域)	○
第9条(検疫信号)	○
第10条(検疫の開始)	○
第11条(書類の提出及び呈示)	○
第12条(質問)	○
第13条(診察及び検査)	○
第13条の2(陸揚等の指示)	○
第14条(汚染し、汚染したおそれのある船舶等への措置)	○
第15条(隔離)	○
第16条(停留)	○(240時間)
第16条の2(審査請求の特例)	○
第17条(検疫済証の交付)	○
第18条(仮検疫済証の交付)	○
第19条(仮検疫済証の失効)	○
第20条(証明書の交付)	○
第21条(検疫港以外の港における検疫)	○
第22条(第4条第2項に該当する船舶に関する特例)	○
第23条(緊急避難)	○
第28条(検疫官)	○
第29条(立入権)	○
第30条(権限の解釈)	○
第31条(制服の着用及び証票の携帯)	○
第32条(実費の徴収)	○
第33条(費用の徴収及び負担)	○
第33条の2(再審査請求)	○
第41条(省令委任)	○